

本社等の重要拠点を移転・分散させたい

No.36

内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成27年度

支援の名称	地方拠点強化税制
制度の趣旨・背景	地方において雇用を創出するため、道府県が策定する地域再生計画に基づいて本社機能（特定業務施設）を整備する場合に、課税の特例が受けられます。この特例を受けるためには、道府県知事から整備計画の認定を受ける必要があります。
制度の内容	<p>1. 移転型事業：東京 23 区から地方に本社機能の全部又は一部を移転する場合</p> <p><オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 7%又は特別償却 25%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除</p> <p>① 雇用者増加数 1 人あたり最大 90 万円※ ② ①のうち 40 万円分は、雇用を維持していれば、最大 3 年間継続 ③ ②は法人全体の雇用増がなくても、特定業務施設の増加者に適用</p> <p>(※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。非正規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。</p> <p>2. 拡充型事業：地方において本社機能を拡充する場合</p> <p><オフィス減税> 建物等の取得価額に対し、税額控除 4%又は特別償却 15%</p> <p><雇用促進税制> 特定業務施設の当期増加雇用者に対して以下のとおり税額控除</p> <p>① 雇用者増加数 1 人あたり最大 30 万円※ (※) 増加雇用者が転勤者の場合は減額。非正規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。</p>
対象となる方	<p>■オフィス減税 対象：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物 取得価額：2,500 万円以上（中小企業者 1,000 万円以上）</p> <p>■雇用促進税制 ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと</p>
問い合わせ先など	<p>内閣府地方創生推進事務局 (オフィス減税について、その他一般のご質問について) 経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室内 TEL：03-3501-1697</p> <p>(雇用促進税制について) 厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内 TEL：03-3502-6770</p> <p>(整備計画の認定について) 各都道府県 担当部署（連絡先については、下記の関連 URL ご参照）</p> <p>■関連 URL ・地方拠点強化税制の制度概要、Q&A、フォーマット等のご案内 https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html</p>